

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 90)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 ※整理番号 ※申請/届出番号		申請人 (フリガナ)		
		<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 納税地 電話( ) -		
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所		
事業種目		業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名		整理番号	
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話( ) -		※税務署処理欄 部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	〒 代表者住所		業 種 番 号	
	事 業 種 目		整 理 簿	
回 付 先		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課		
租税特別措置法〔法第65条の14第1項 法第68条の85第1項〕の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したので申請します。				
記				
譲り受けようとする土地建物等の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	所 在 地			
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受けの予定年月日	.	.	.
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		⑩		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
		整 理 簿	備 考	

15.00改正

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書 ※整理番号		申請人 (フリガナ)		
		<input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 納税地 電話( ) -		
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所		
事業種目		業		
租税特別措置法第65条の14第1項の規定による認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定を下記により設定したいので申請します。				
記				
譲り受けようとする土地建物等の内容	種 類			
	構 造			
	規 模			
	所 在 地			
	取得価額の見積額	円	円	円
	譲り受けの予定年月日	.	.	.
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		⑩		
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	
		整 理 簿	備 考	

14.07改正

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 90)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の13第1項第2号及び第68条の84第1項第2号の認定事業者と同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした単体法人（連結申告法人を除く法人をいう。）又は連結親法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から同日以後1年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第65条の14第1項及び第68条の85第1項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から2か月を経過する日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第65条の13第1項第2号及び第68条の84第1項第2号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。  
なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が2以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別業としてください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載してください。  
(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。  
(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 5 「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。  
(1) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。  
(2) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。  
(3) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- 6 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- 7 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の13第1項第2号（追加）の認定事業者と同号の所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」といいます。）の譲渡をした法人が、当該譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同日以後1年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みである場合において、措置法第65条の14第1項の規定により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、所有隣接土地等の譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から2か月を経過する日までに提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、措置法第65条の13第1項第2号の譲渡及び譲受けの契約書を添付して、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。  
なお、その特別勘定の設定の基礎となった所有隣接土地等が2以上ある場合には、それぞれの所有隣接土地等ごとに別業としてください。  
(新 設)
- 4 「譲り受けようとする土地建物等の内容」の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。  
(1) 「種類」欄には、譲り受けようとする土地建物等の種類（土地、土地の上に存する権利、建物等の別）を記載してください。  
(2) 「構造」欄には、譲り受けようとする資産が建物等である場合にその構造を記載します。  
(3) 「種類」欄及び「構造」欄は、譲り受けようとする資産が減価償却資産である場合には、耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載してください。
- 5 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
- 6 「※」欄は、記載しないでください。